

中間配当に関する取締役会決議のお知らせ

平成 25 年 11 月 11 日

株 主 各 位



千葉市中央区千葉港 1 番 2 号
株式会社 千葉銀行
取締役頭取 佐久間英利

平成 25 年 11 月 11 日開催の当行取締役会において、第 108 期（平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで）の中間配当について、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

当行定款第 40 条の規定に基づき、平成 25 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、次のとおり中間配当金を支払う。

- | | |
|----------------|------------------|
| 1. 中 間 配 当 金 | 1 株につき 6 円 00 銭 |
| 2. 支払請求権の効力発生日 | 平成 25 年 12 月 5 日 |
| 並びに支払開始日 | |

以 上

「中間配当金計算書」および「配当金のお振込先について」（振込口座ご指定のない方は取扱銀行をゆうちょ銀行とする中間配当金領収証）は、来たる 12 月 4 日にご送付申し上げる予定でございます。